

栃木県障害者歯科医療協力医登録要領

(目的)

第1条 本要領は、障害者が住み慣れた身近な地域で適切な歯科医療を受けることができるよう障害者歯科医療に取り組む栃木県内の歯科医師を「栃木県障害者歯科医療協力医」（以下「協力医」という。）として登録することについて必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領で「障害者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項及び第2項に規定する者とする。

(協力医の役割)

第3条 協力医は次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 障害者に対してそれぞれの障害特性に配慮した上で、可能な範囲において歯科健診、治療、保健指導、口腔ケア等を行うこと。
また、通院が困難な障害者に対しては、可能な範囲において障害者の居宅や施設等を訪問し、歯科医療を行うよう努めること。
- (2) 障害者に対して必要に応じて、とちぎ歯の健康センター若しくは障害者が静脈内鎮静法、全身麻酔などを用いた治療が受けられる栃木県障害者高次歯科医療機関（以下「高次歯科医療機関」という。）を紹介し、又はとちぎ歯の健康センターや高次歯科医療機関から逆紹介された障害者を受け入れること。
- (3) 障害者歯科医療に関する研修会に参加し、研鑽に努めること。

(協力医の条件)

第4条 協力医は障害者歯科医療に関する豊富な経験、実績を有し、かつ次のいずれかの条件を満たす者とする。

- (1) 障害者歯科医療に関して、過去5年間に延べ10回、5症例以上の医療実績を有する者
- (2) 高次歯科医療機関やとちぎ歯の健康センターにおいて医療実績を有する者
- (3) 次に掲げる資格などを有する者
 - ア 一般社団法人日本障害者歯科学会認定医
 - イ 一般社団法人日本小児歯科学会小児歯科専門医

(研修会)

第5条 第3条第3号に規定する障害者歯科医療に関する研修会について、次に掲げるものとする。

- (1) 栃木県が実施するもの。但し、知事は一般社団法人栃木県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）及び高次歯科医療機関に委託できるものとする。
- (2) 県歯科医師会が実施するもの。

(新規登録)

第6条 第4条第1号から第3号に規定する条件を満たし、協力医の登録を希望する者は、栃木県障害者歯科医療協力医登録申請書（別記様式第1号）に次の書類を添付した上で、県歯科医師会を経由して、知事に提出しなければならない。知事は申請書類の取りまとめについて、県歯科医師会に委託できるものとする。

- (1) 障害者歯科医療実績（別記様式第2号）
- (2) 郡市歯科医師会長又は高次歯科医療機関の長による栃木県障害者歯科医療協力医推薦書（別記様式第3-1、2号）
- (3) 第4条第3号の条件に該当する者はその認定証の写し

2 前項の規定に関わらず第4条第2号又は第3号の条件を満たす者は、障害者歯科医療実績の提出は要しないものとする。

3 知事は申請があった者を協力医として登録したときは、栃木県障害者歯科医療協力医登録証（別記様式第4号。以下「登録証」という。）を交付する。

4 協力医の登録期間は、6年以内とする。

(実績報告)

第7条 前条の登録をした協力医は毎年度の障害者歯科医療実績について、翌年度の5月末までに、県歯科医師会を経由して、知事に報告しなければならない。

2 報告された障害者歯科医療実績について、障害者歯科保健の推進等のためデータの提供を受ける場合は、次の事項を知事あてに申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所・連絡先
- (3) 提供を受けるデータの内容
- (4) 使用目的
- (5) その他（使用目的以外に使用しない旨の記載等。）

(登録の更新)

第8条 協力医の登録は、登録期限までに更新の手続きを受けなければ、登録期間の満了によって、その効力を失うものとする。

2 協力医登録の更新は、次に掲げる条件を満たすことを要するものとする。

- (1) 登録期間内において、1回以上の障害者歯科医療実績を有すること。
- (2) 第5条で規定する研修会を登録期間内に1回以上受講すること。

3 知事は申請のあった協力医登録の更新を希望する者について、前項に規定する条件を満たしているときは、登録証を交付するものとする。

(登録更新手続)

第9条 協力医は栃木県障害者歯科医療協力医更新届（別記様式第5号）を登録期限の1ヶ月前までに、県歯科医師会を経由して、知事に提出しなければならない。

(変更の届出)

第10条 協力医は歯科医療機関の名称及び所在地その他の変更が生じたときは、栃木県障害者歯科医療協力医変更届（別記様式第6号）について、県歯科医師会を経由して、知事へ提出しなければならない。

(登録の辞退)

第11条 協力医は登録を辞退することができる。

2 協力医は登録を辞退するときは、栃木県障害者歯科医療協力医辞退届(別記様式第7号)について、県歯科医師会を経由して、知事へ提出しなければならない。また、協力医が死亡した場合にあっては、その者の親族、診療に従事していた歯科医療機関の関係者又は県歯科医師会が栃木県知事に申し出ることとする。

(登録証の再交付)

第12条 協力医は登録期間内に登録証の紛失、汚損等により再交付を受けようとするときは、栃木県障害者歯科医療協力医登録証再交付申請書(別記様式第8号)について、県歯科医師会を経由して、知事へ提出しなければならない。

(公表)

第13条 知事は協力医の氏名、勤務先又は医療機関名、登録回数等の情報について、ホームページ等各種媒体を活用した上で、積極的に情報提供を行うものとする。

(登録の取消)

第14条 知事は協力医が次に掲げる事項に該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録期限を超えて更新手続きを行わなかったとき。
- (2) 協力医としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 申請書類等に重大な誤りがあったとき。
- (4) 実績報告書を提出しなかったとき。
- (5) その他、知事又は県歯科医師会長が協力医としてふさわしくないと判定したとき。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3(2021)年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3(2021)年12月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和7(2025)年3月4日から施行する。